

別紙（第4条関係）別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会議の名称	令和6年度第5回 枚方市学校いじめ対策審議会	
開催日時	令和6年12月4日（水）	開始時刻 18時00分 終了時刻 20時00分
開催場所	枚方市役所 第4委員会室	
出席者	植田 昂星（大阪弁護士会） 桶谷 守（池坊短期大学） 鈴木 勇（大阪成蹊大学） 水流添 真（大阪社会福祉士会） 田近 文（大阪府臨床心理士会）	
欠席者	なし	
案 件 名	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市立学校いじめ重大事態について ・令和6年度第4回審議会会議録（案）について ・いじめ関係条例の改編に伴う、担当事務等の一部変更について 	
提出された資料等の名称		
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年第4回審議会の会議録について事務局案が承認された ・本審議会の担当事務について、いじめ防止対策推進法を根拠とする内容等に変更する案について承認された。 	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	一部非公表 枚方市情報公開条例第5条第1号該当部分を調製し公表	
傍聴者の数	—	
所管部署 （事務局）	枚方市教育委員会 学校教育部 児童生徒課	

審 議 内 容

<開会>

(植田会長) ただ今より、「令和6年度第5回枚方市学校いじめ対策審議会を開催します。

<会議運営事項の確認>

(植田会長) では、本日の委員の出席状況の報告と次第2の「会議運営事項の確認」として、「①会議の非公開について」、本日開催分の「②審議会の会議録について」、まとめて事務局から報告と説明をお願いいたします。

(事務局) まず、本日の委員の出席状況について報告させていただきます。本審議の委員総数は5名でございます。現在出席委員は5名、過半数が出席されていますので、本審議会は成立していることを御報告申し上げます。

次に、(1) 会議の非公開についてでございますが、令和6年度第4回審議会において、枚方市審議会等の会議の公開等の関する規定に基づき、本審議会は非公開での開催とすることを決定されたため、本日非公開での開催となります。

続いて、(2) 会議録の作成につきましては、枚方市審議会等の会議の公開に関する規定に基づき、本日の審議について録音した音声データを文字起こしした上で作成させていただきます。なお、今回の会議録につきましては、次回開催の審議会において確認していただいた後、市のホームページで公開する流れとなります。

事務局からの報告は以上でございます。

(植田会長) ありがとうございます。

ただいま事務局より説明のありました会議運営事項の確認について、質問等なければ確認していただいたということですのでよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

続きまして、報告案件に入ります。

【非公開】

※ 枚方市情報公開条例第5条第1号該当部分を含むため

では、審議案件に入ります。

まず1つ目、令和6年度第4回審議会議事録について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 令和6年10月16日に開催いたしました、令和6年度第4回審議会の会議録について、事務局より説明をさせていただきます。

資料5「会議録（案）」を御覧ください。審議会の会議録（案）につきましては、事前に御確認いただいておりますので内容の説明は省略させていただきます。なお、会議録（案）について御承認いただきましたら、後日、枚方市のホームページに掲載させていただきますのでよろしくお願いいたします。

（植田会長）ただいま事務局から説明ありました議事録（案）につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

すみません。1点だけ誤記訂正をお願いしたいんですけども、5ページ目の私の挨拶のところで、子どもの権利条約の「基準」からになってるんですけど、「批准」でございますので訂正いただければと思っております。手偏に比例の比に准ですね。

ほかよろしいですか。

はい。ありがとうございます。

続いて、（2）のいじめ関係条例の改編に伴う担当事務等の一部変更についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）資料6「枚方市いじめ関係条例の改編について」に沿って説明します。

この表にありますとおり、現在枚方市では、この「学校いじめ対策審議会」と「学校いじめ重大事態調査委員会」を教育委員会に。また、「いじめ問題再調査委員会」を市長の下に合わせて3つのいじめに関する附属機関があります。このほか、警察や法務局などの関係機関との連携を図る目的で「いじめ問題対策連絡協議会」という外部連絡組織を設置しています。上の3つの附属機関については、それぞれ別の条例を定めて運用しているところですが、いじめ問題対策連絡協議会については、本市の附属機関等設置の指針に基づき条例に定めず、要綱で定めた内容でこれまで運用してまいりました。一方、いじめ防止対策推進法第14条には、条例に定めるところにより、いじめ問題連絡協議会を置くことができるという規定があります。今後、庁内関係課と協議調整の上、法の規定に基づき、いじめ問題対策連絡協議会設置の条例を制定する予定です。

次に、法第14条第3項には、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会に附属機関を置くことができるという条文があります。第14号第1項に基づき、いじめ問題対策連絡協議会を設置することで、この第14条第3項に規定される附属機関を設置することができることから、現在同様の担当事務を担っていただいている本審議会の担当事務、今日の網かけの部分になりますが、この表現を第14条第3項の条文に合わせて若干変更させていただきたいというものです。あわせて、本審議会設置の根拠を法第14条第3項として明確化する予定です。さらに、いじめ問題対策連絡協議会を設置する条例の策定に当たり、いじめ関連の3つの附属機関と連絡協議会を設置する条例を一つの条例に改編する予定です。

こちらは、現在のいじめ関連の会議体と、それぞれの役割について簡単な表にまとめたものになります。

そして、こちらが見直し後の組織体制（案）になります。この表のとおり、本審議会の主な役割や委員の構成等はこれまでどおりで、条例の名称や設置の根拠を変更させていただきたいというものです。

また、こちらは今後の枚方市の総合的ないじめ対策体制の案です。参考資料として御用意しました。具体的な条文は、庁内協議が終了していないため、お示しすることができません。そのため分かりにくい説明かと思いますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

(植田会長) 今の事務局の説明について、質問等ございますでしょうか。

要するに、条例で新しくつくって、あときちっと整理をするということですよ。

はい。よろしいですか、質問等。大丈夫でしょうか。

はい。ありがとうございました。

では、いじめ関係条例の改編に伴う担当事務等の一部変更については承認されたものいたします。

(植田会長) ほか、委員の先生方よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございました。

審議事項、報告事項はいずれも終わりましたけれども、何かこの場でお話をしておくところございますか。

先生方、ちなみに今回資料で新しいガイドラインをメールで送っていただいたかなと思うんですけど読まれましたかね。すごく長いのであれなんですけど。何か。別に今すぐでなくてもいいんですけども、また、このガイドラインの対応という、読み解き方、使い方というのも今後恐らく非常に実務の中で問題になってこようかなと思うところがございますので、またお目通しいただければというふうに思っております。

前回は聞いたかもしれないですけど、学校の先生の中から、このガイドラインについて何か意見なり、実際にこれに沿って今動いてますみたいな形であったりするんですか。

(事務局) 昨日、校長会があって、このガイドラインの改訂のポイントについてお示しさせていただきましたんですけども、基本的に枚方市としてはガイドラインが改訂されたものどおりに、今までもできてきたかなというふうには思っているところです。ただやっぱり第三者の捉えというところが、ちょっとまだできてない部分がありましたので、今までの学校とは全く関係のない方を入れなければいけない。それはしかも調査組織の中というところで、域内を担当している、同じ枚方市内の他校に勤務しているカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーを今後は調査に必ず入れるようにというところは学校のほうに付け足させてもらいました。やはり重大事態が起こると、今まできちっとできてきたんですけど、学校の負担が非常に大きいんですね。ですので昨日のその説明会で言わせてもらったのは、やはり重大事態にしないということが大事ですというお話をさせてもらって、今

までもこの対策委員会も学校のほうでもしっかり委員会も持ってもらってるし、記録の保持とかもしてもらってるところなんですけども、やはり今まで枚方市で見られた重大事態に4つ共通点があって、特に1つ目がそのいじめの認知がきちんできてないというところなんですけども、今回の学校なんかはまさにそうやったかなと思うんですけど、本当に僕らとしても一番ぐらい評価している学校でして、生徒指導連絡会とかでも発表してもらような、枚方市内の取組の一番として発表してもらような学校が、1人の担任がこういうことがあったら重大事態になってしまうというところが本当に非常に難しいなど。それ1つ起きたら、また学校の負担が非常に大きくなってしまいうところはなかなか難しいところだなというふうに感じているところです。

(植田会長) ありがとうございます。

(桶谷委員) ガイドライン自体が学校に通知をする。枚方市教育委員会から各学校長宛てに、またそれ担当者宛てにこういうふうになりましたというふうな通知文を送りますよね。そしてその原本を送る。それだけではなくて、やはりそれを周知徹底するために今おっしゃった校長会を開いて、改正のポイントはこちら。それを必ず全員にポイントで1枚物とか2枚物になってたら、そのエキスをしっかり全員に配るといふ。それをどう言うんですか、枚方は分かりません。校務支援システムってありますか。

(事務局) はい。

(桶谷委員) ありますね。教育委員会と先生方で共有するようなシステム。そこの中にそういうものを入れて、いつでもそれを見れるようにするとかいうふうな形を取っていくとかね。やっぱり何か徹底をする。私は、全教職員に全て250ページのあれを配ってくれと。必ずそれに基づいて研修会をしてくれと。しかし何年かたって、そのことは全部消えてしまいますね。だからその都度その都度どういう形で先生方に徹底をするのがいいのかどうかという。なかなかその意識の高い人とそうでない人というのがあるので、そこまでどう切り込んでいくのかというのが。何も有名問題だけじゃなくてあらゆる研修がそういう要素を持ってるんですけども、やっぱりそういう工夫というふうなものが必要なかなと思ったりします。

(事務局) 昨日の説明会も、すぐ動画にさせてもらって、まず校長先生方、一度ガイドラインを読んでも分からない内容だと思いますし、一回説明聞いても分からないと思うので、もう一回帰ってガイドライン読んでくださいと。そしてもう一回動画見てくださいとお伝えしてます。さらに理解されてから、その動画を使って校内研修をしてくださいというふうにもお伝えしてますので、何とかその徹底は。

(桶谷委員) 動画作成、これは文科から来てるんですか。

(事務局) いえ、昨日私が説明させてもらったものをそのまま動画にしています。

(桶谷委員) そのまま動画。なるほど。そういう意味ね。はい。

(植田会長) このガイドラインのおそれていた使われ方が、今おっしゃったような読み込まれてやってないんじゃないかという指摘のところで、そうなってくるとやっぱり非常に硬直的なガイドラインにだけ沿うように何とかしなきゃという、そっちに目的が行ってしまうので、ガイドラインの1ページ目にも小っちゃく書いてあるんですけど、必要に応じて、ちゃんと状況に応じて適切な進め方で調査を行いなさいというようなことも記載がきちっとありますので、本当に柔軟に目的としては、そのいじめを受けた子のためでありますから、そこを目指して、保護者のそういうふうに読み込んでいらっしゃる方もいらっしゃると思うんですけども、この子のためにこういうふうを考えてという多分説明が必要になるんだろうなというふうには思っております。ガイドライン以外のことをする場合には、どの根拠がつかれるような形で進めていかれたらいいんじゃないかなというふうには思っておりました。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

はい。そしたら少し早いですけれども、本日の審議会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。